

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
携帯式爆発物処理用具 (爆発物対処用UGV用)		GE-Z138507F	
		防衛大臣承認	平成24年 2月 3日
		作 成	平成24年 1月20日
		変 更	令和 7年 5月15日
		作成部隊等名	補給統制本部 施設部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において爆発物対処用UGV用及び爆発物対処用UGV（改）用として使用する市販品の携帯式爆発物処理用具（以下，“ディスラプタ”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造業者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

1.3.2 関連文書

GE-Z138501 爆発物対処用UGV

GE-Z138511 爆発物対処用UGV（改）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 構成・性能等

構成及び性能等は、調達品目表による。

3.3 製品の表示

製品の表示は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の2.3によるほか、N D S Z 8 0 1 1に示す1種銘板を、ディスプレイ本体の機能及び性能に影響を及ぼさない位置に取り付ける。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、調達品目表による。

6.2 納入書類

6.2.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、ディスプレイ一式ごとに表1の書類を添付する。

表1－添付書類

番号	添付書類	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書	1	紙	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	紙	
3	部品表（第1種）	1	紙	

6.2.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊補給統制本部施設部に表2の書類を提出する。

表2－提出書類

番号	提出書類	数量	媒体種類	摘要
1	取扱説明書	1	紙	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a), 7.2 a)及び7.3 a)による。 日本語版とし、合冊してもよい。
2	整備資料（第1種）	1	紙	
3	部品表（第1種）	1	紙	

6.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。

調達品目表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 施設部
調達要求年月日	年 月 日	作成年月日	令和 7年 5月 15日
仕様書番号	GE-Z138507F		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
携帯式爆発物処理用具	イオンインターナショナル（株） 軽量無反動ディスラプター ABL 3000L 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 構成

構成は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

番号	品名	構成品名など	数量 ^{a)}
1	発射機本体	本体	1
2		ディスラプターバレル（水用）	1
3		ディアーマーバレル（発射体用）	1
4	発射薬筒	カートリッジ	10箱（120個）
5		キャップクロージャー	10箱（120個）
6	発射体	プレイン	10
7		チゼル	10
8		ブレード	10
9		ペネトレーター	10
10		スプラットラウンド	10
11	レーザ照準器	—	一式
12	スタンド	—	1
13	マウントブロック	—	1

注^{a)} 表中の数量と異なる場合は、調達要領指定書によって指定する。

調達品目表（続き）

3 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 携帯式爆発物処理用具は、次による。

- 1) 直径40 mm以下の発射薬筒を装填し、電気点火によって口径40 mm以下の発射体の射出を可能とする。
- 2) 発射体射出方向の逆方向に水を放出し、射出時に生じる反動力の軽減を可能とする。
- 3) 発射体として水、銅製スラグ、粘土等の使用を可能とする。

b) 収納ケースは、発射機本体、発射体、工具類などの収納及び携行を可能とする。

c) 発射機本体は、次による。

- 1) 寸法は、直径35 mm～100 mm、全長370 mm～590 mmとする。
- 2) 質量は、2.5 kg～3.1 kgとする。
- 3) 重心は、本体の中心部にあるものとし、発射体の射出に影響があつてはならない。
- 4) 爆発物対処用UGV及び爆発物対処用UGV（改）に装着可能とする。

なお、取付け位置は、発射機本体の重心部とする。

5) 取付け対象の器材を指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。

6) チタン製である。

4 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次によるほか、製造業者等が規定する仕様及び社内規格による標準附属品とする。

番号	品名	数量	摘要
1	工具	一式	—
2	収納ケース	1	—
3	起爆装置	1	—
4	発射用ケーブル	1	350 mドラム巻